

<報道発表資料>

令和 8 年 1 月 19 日  
京都市選挙管理委員会事務局

## 京都府知事等選挙及び衆議院議員総選挙における 選挙公報の配布

京都府知事選挙及び府議会議員右京区選挙区補欠選挙（以下「知事等選挙」という。）並びに衆議院議員総選挙（以下「衆議院選挙」という。）における選挙公報の配布について、お知らせします。

### 【知事等選挙】

#### 1 配布方法

知事等選挙においては、公職選挙法第 170 条第 2 項に基づく配布として、選挙公報を新聞折込みにより配布するとともに、公共施設等への備付けや希望者への郵送といった補完措置を講じます。

##### (1) 新聞折込み

ア 折込する新聞（50 音順）

朝日新聞、京都新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の 6 紙

##### イ 折込想定日及び折込数

知事選挙 : 3 月 26 日（木）、約 26.4 万部（市内全域）

右京区府議補選 : 4 月 1 日（水）、約 4.2 万部（右京区）

※折込日は現時点の想定のため、今後変更になる可能性があります。

##### (2) 補完措置

ア 公共施設等への備付け

これまで実施していた、市役所、区役所・支所・出張所、図書館及び青少年活動センターへの備付けに加え、消防署（醍醐分署含む）及び消防出張所に備付け

##### イ 希望者郵送

郵送を希望する市民の事前申込を受け付けます。

受付期間：2 月 20 日（金）から 3 月 31 日（火）まで

受付方法：京都いつでもコールで受付（申込フォーム、電話、FAX（※））

郵送時期：3 月 23 日（月）以降、順次発送予定

※ FAX で申込の場合は、「選挙公報の郵送希望である旨」、「郵便番号」、「住所」、「世帯主名」、「電話番号」を記載のうえ、送信してください。

## 2 ホームページでの閲覧

### (1) 従来の取組

選挙公報を掲載したホームページにアクセスする二次元コードを、「選挙のお知らせ」はがきやリーフレット、期日周知ポスターに掲載

### (2) 新たな取組

- ・ポスター掲示場（市内約2100か所）に二次元コードを掲載
- ・「選挙のお知らせ」はがきの二次元コードを目立つように改善
- ・市公式LINEで選挙公報に直接つながるURLを発信

## 3 市民周知

配布方法の変更や希望者郵送の実施、ホームページで閲覧していただけることなどを丁寧に周知するため、以下の取組を行います。

- ・町内回覧チラシ（市民しんぶん3月1日号と同送）
- ・選挙のお知らせリーフレット（市民しんぶん3月15日号に挟み込み）
- ・市公式SNSの活用（随時発信）

### 【衆議院選挙】

## 1 配布方法

基本的に「1 知事等選挙」と同様の手法による配布に取り組みます。

現時点では、①「1月27日公示、2月8日投開票」又は②「2月3日公示、2月15日投開票」の想定で調整中。

### (1) 新聞折込み

ア 折込する新聞

知事等選挙と同様の6紙

イ 折込想定日及び折込数

①2月3日（火）、約26.4万部（市内全域）

②2月10日（火）、約26.4万部（市内全域）

※折込日は現時点の想定のため、今後変更になる可能性があります。

### (2) 補完措置

ア 公共施設等への備付け

知事等選挙と同様の施設に備付けを予定

イ 希望者郵送

受付方法：京都いつでもコールで受付（申込フォーム、電話、FAX）

受付期間及び郵送時期：

①1月23日（金）～2月3日（火）受付、1月30日（金）以降、順次発送予定

②1月23日（金）～2月9日（月）受付、2月6日（金）以降、順次発送予定

## 2 ホームページでの閲覧

### (1) 従来の取組

選挙公報を掲載したホームページにアクセスする二次元コードを、「選挙のお知らせ」はがきに掲載

### (2) 新たな取組

- ・ポスター掲示場（市内約2100か所）に二次元コードを掲載
- ・「選挙のお知らせ」はがきの二次元コードを目立つように改善
- ・市公式LINEで選挙公報に直接つながるURLを発信

## 3 市民周知

急遽執行となる選挙のため、可能な限り採り得る手法を検討し、周知に努めます。

<お問合せ先>

京都市選挙管理委員会事務局

電話：075-222-3589

### （参考）公職選挙法

第170条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。（以下略）

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。